

流山市立南部中学校 いじめ防止基本方針

令和 5 年 4 月 1 日

流山市立南部中学校は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 13 条に基づいて、いじめ防止基本方針をここに定める。

「南部中宣言」

いじめを防ぐために南部中生として目指す姿（令和元年度生徒会アンケートにより作成）
みんなで作ろう仲間の輪 ～なくそう、ただの傍観者～

1 いじめの定義といじめ防止対策の基本的な方針

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第 2 条）

いじめは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等、当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となつた生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。（文部科学省；「いじめの防止等のための基本的な方針」より）

(2) いじめ防止対策等の基本的な方針

いじめは人権侵害であり、生命又は心身に重大な危険を及ぼす可能性がある。よって、本校ではいじめを許さない学校にすることを宣言し、いじめを生まない風土づくりに取り組むと共に、早期発見・早期解決により、いじめで苦しむ生徒を出さないようにする。

2 いじめ防止における日常の対策

(1) 夢や目的をもち、生き生きとした生活づくりを推進し、思いやりの心を全ての教育活動を通して育むように努める。

(2) みんなで良くなる、共に伸びるというイメージを全ての生徒が共有し、お互いの成長によりよく関わるように指導に当たる。

(3) 自尊感情（自己肯定感）を高める。

①生活に夢や目標を持たせる。

②生徒の良さを積極的に認め、ほめる指導を行う。

③生徒指導の機能を生かした授業の展開に努め、わかる授業、充実感持てる授業づくりを行う。

(4) 学級経営の充実

①他者を大切にする情を育み、いじめを生まない風土づくりを行う。

②「共に伸びる」という視点で、集団づくりに当たる。

③生徒が安心・安全に生活できるようにすることを学級経営の柱とする。

(5) 学校行事や特別活動等を通じて自治的に活動する能力を高める。

(6) 部活動の中で存在感・所属感を持てるように指導に当たる。また、目標に向かって切磋琢磨する中にも仲間を思いやることを教える。

(7) 教師の言動がいじめにつながることがないよう細心の注意を払い、教育活動に当たる。

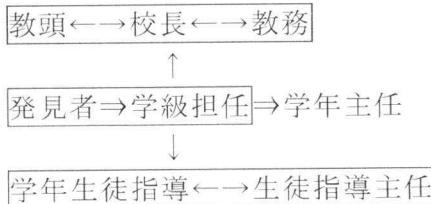
(8) ライン、メール、SNS 等も含め、人の悪口は言わない、書かない、伝えないこと徹底する。

- (9) 道徳の時間にいじめ防止につながる授業を学期に1回以上行う。
- (10) 保護者会等で、いじめに関する情報の提供や家庭での見守りをお願いする。

3 いじめの早期発見・早期対応の在り方

- (1) いじめは日常生活の何気ない中で起こる。いじめは、「いつでも、どこでも、誰にでも起こりうる問題」として、常に危機意識をもって、教師は学校生活の中で変化を見逃さないようにする。気になる変化が見られた場合は、該当生徒に声をかけ、変化の原因をつかむため個別面談を随時行う。保護者は家庭生活の中で、生徒の生活に注視し、気になることがあれば担任等学校の職員に相談し、情報を共有し、互いに連携していじめの早期発見に努める。
- (2) 学校生活アンケートを年間2回実施、それぞれのいじめの事案に対し、聞き取り調査を行い、組織的に対応し、早期解決を図る。また、hyper-QUテストを年間2回実施し生徒理解に努める。生徒の在学中における十分な情報による適切な生徒指導を行うために、アンケートは、当該年度の翌年から起算し、5年間保存とする。
- (3) いじめにあった生徒、またはいじめを見かけた生徒は、速やかに担任教師等に申し出る。
- (4) 1、2学期に教育相談期間を設け、生徒及び保護者との面談を行う。
- (5) スタディライフ（学習と生活の記録）を担任が毎日集め、目を通し、いじめの把握に努める。
- (6) 校内に相談室を設け、SCによる相談窓口としている。
- (7) いじめの情報が得られた場合、速やかに校長に報告し、対応策を協議し、対応に当たる。
- (8) いじめに対する措置

① 報告体制



※緊急を要する場合は、生徒指導担当や学年主任に報告することを待つのではなく、直接管理職に報告する。

- ②指導については、学年生徒指導を中心に学年職員等関係職員で行う。
- ③いじめの被害生徒を守る。また、いじめが継続している場合は、いじめをやめさせるよう全校体制・全職員が一体となって指導や見守りに当たる。
- ④加害生徒の人権にも十分配慮し、複数の教員で聞き取りや指導に当たる。
- ⑤加害生徒、傍観していた生徒に対する主な指導事項
- ・いじめたことについて、心から反省し、きちんと謝罪させる。
 - ・いじめは相手を傷つける。また、自己の人格形成にも悪影響を及ぼす行為であることを理解させ、やめさせる。傍観者に対しても止める、知らせる気持ちを強くもつことを伝える。
 - ・いじめなどせず、他者も大切にする生き方を求め、そうすることで自分も成長し、他者も成長できることを伝える。
 - ・いじめがあると授業や部活動等、学校が普通にできなくなり、お互いに不幸だということを伝える。
 - ・今後は自分の周辺でいじめがなくなるよう、しっかりした気持ちで行動させる。
- ⑥当該生徒の保護者にはいじめの事実と指導方針について、丁寧で誠実な対応をする。
- ⑦いじめの指導後、被害生徒及び加害生徒については家庭での見守りを保護者にお願

いし、気になることがあつたら学校に連絡することを伝える。

⑧関係諸機関と連携は、校長の判断で素早く行う。特に緊急性のある犯罪行為等がある場合は、速やかに教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

⑨いじめの被害生徒の心の安定には、学校のスクールカウンセラー等がケアに当たれる環境をつくる。また、相当な期間、全職員による見守り活動を行う。

⑩いじめに関する出席停止の措置については、学校教育法第35条及び流山市小中学校管理規則第26条に沿って行う。

(9) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

南部中ルール（スマートフォンを使用するまでのルール。令和元年度生徒会アンケート）に従い、

①書き込みは相手のことを考えて行う。

②情報を鵜呑みにしない。

③何かあったときはスクリーンショットを撮る。

を意識させる。また、危険を感じたら、保護者や教師等にすぐ相談するよう南部中ルールの遵守を徹底させる。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき、及びいじめにより生徒が相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合をいう。（いじめ防止対策推進法第28条）

(2) 重大事態への対処

①重大事態の発生を流山市教育委員会に速やかに報告する。

②教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査（アンケート、聞き取り）を行う。

④上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対して、事実関係等について、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

※発生時～対応までの議事録を作成し、適切に記録する。

(3) いじめ解消の定義

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間が継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。

②被害者が心身の苦痛を感じていないこと

被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

5 いじめ防止対策会議の設置【校内いじめ防止対策委員会】

（校内いじめ防止対策委員会の活動方針）

・いじめに関する相談・通報の窓口となる。

・いじめの情報があった際には速やかに会議を開き、情報の共有、関係生徒への事実関係の聴き取り、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応などが組織的に実施できるようにする。

・会議を週に1回程度実施し、生徒のいじめに関する情報を定期的に共有し、いじめ防止に努める。

- ・会議では議事録を作成し、情報を適切に記録する。

(1) 校内いじめ防止対策委員会の委員は、以下を基本とし、個々の事案に応じて、関係の深い職員を追加する。

校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主任、特別支援教育コーディネーター他

(2) 年度末に、いじめ防止基本方針の見直し、いじめに関する生徒指導における課題解決の方策等の検討を行う。また、必要に応じて随時開催する。

6 令和5年度 いじめ対策年間計画

■：教職員間の活動 ○：児童・教職員・保護者の活動

月	実施計画	学校行事
4月	<ul style="list-style-type: none"> ■校内いじめ対策会議 <ul style="list-style-type: none"> ・職員全体のいじめ対策への共通理解 ■校内研修（いじめの早期発見・早期対応） <ul style="list-style-type: none"> ○学級のルール作り ○学校全体への生活のルールや、情報モラル、いじめ防止の集会 ○stand by アプリの周知 	始業式 入学式
5月	<ul style="list-style-type: none"> ■校内いじめ対策会議 <ul style="list-style-type: none"> ○教育相談実施 	林間学園
6月	<ul style="list-style-type: none"> ■校内いじめ対策会議 <ul style="list-style-type: none"> ○学校生活アンケート ■校内授業研究 	市内大会 修学旅行 定期テスト
7月	<ul style="list-style-type: none"> ■校内いじめ対策会議 <ul style="list-style-type: none"> ・1学期のいじめ対策の状況確認 ○3年生三者面談 ○hyper-QU の実施・分析 	葛北大会 終業式
8月	<ul style="list-style-type: none"> ■校内いじめ対策会議 <ul style="list-style-type: none"> ○心配な生徒への連絡 	
9月	<ul style="list-style-type: none"> ■校内いじめ対策会議 <ul style="list-style-type: none"> ○夏休み明けの生徒の変化を把握 	始業式 避難訓練 体育祭
10月	<ul style="list-style-type: none"> ■校内いじめ対策会議 <ul style="list-style-type: none"> ○学校生活アンケート ■校内授業研究 	まほろば祭
11月	<ul style="list-style-type: none"> ■校内いじめ対策会議 <ul style="list-style-type: none"> ○教育相談実施 ○hyper-QU の実施分析 ○生徒会によるいじめ防止スローガン作成 	定期テスト
12月	<ul style="list-style-type: none"> ■校内いじめ対策会議 <ul style="list-style-type: none"> ・2学期のいじめ対策の状況確認 	終業式
1月	<ul style="list-style-type: none"> ■校内いじめ対策会議 <ul style="list-style-type: none"> ■校内授業研究 	始業式 3年定期テスト
2月	<ul style="list-style-type: none"> ■校内いじめ対策会議 <ul style="list-style-type: none"> ・次年度に向けたいじめ防止基本方針の見直し 	1・2年定期 テスト
3月	<ul style="list-style-type: none"> ■校内いじめ対策会議 <ul style="list-style-type: none"> ・年間のいじめ対策状況の振り返りと、継続指導内容の確実な引き継ぎ 	3年生を送る会 卒業式

■小中高の情報交換、指導要録の引き継ぎ

修了式

※セクハラ・体罰アンケートについては随時実施していきます。

7 その他

- (1) この方針は、毎年、いじめ防止対策会議等で見直し、改善を図っていく。
- (2) この方針は、学校のホームページで公表する。
- (3) 外部機関のいじめの相談窓口
 - ・千葉県こどもと親のサポートセンター（24時間） 0120-415-446
 - ・子どもの人権110番（全国共通） 0120-007-110
(千葉法務局内 月～金 8:30～17:15)
 - ・ヤング・テレフォン 0120-783-497
(千葉県警察少年センター 月～金 9:00～17:00)
 - ・千葉いのちの電話（24時間） 043-227-3900
 - ・チャイルドライン千葉 0120-99-7777
(月～土 16:00～21:00)
 - ・流山市いじめ防止相談対策室 TEL 04-7157-1683
FAX 04-7150-0809

